

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務 (R2-1) 仕様書

1. 委託業務名

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務 (R2-1)

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月20日までとする。

3. 業務目的

沖縄県では、中城湾港マリンタウン地区において大型 MICE 施設の整備を計画し、同地区をマリンタウン MICE エリアと位置づけ、MICE に必要な宿泊施設や MICE 開催時以外でも賑わいをうむ商業施設等の立地に向け取り組んでいる。

過年度調査では、既存公共交通によるマリンタウン MICE エリアまでの所要時間についてばらつきが大きいことから、一部の路線バスを対象に定速性等を低下の要因について、分析を行った。

本業務においては、過年度調査を踏まえた課題検討にあたり、現在進められている道路整備や、課題となっている交差点部を改良（右折帯確保）した場合の効果等の分析に必要な交通マイクロシミュレーションについてモデル構築を行う。

加えて、マリンタウン MICE エリア内外の交通手段をつなぐターミナル機能等について整理を行う。

4. 業務内容

(1) バスレーン導入に伴う効果影響分析に必要な交通マイクロシミュレーションモデルの構築

過年度調査において、他類似 MICE 施設に比較して那覇～与那原間の既存公共交通の定速性が低いことが確認されたことから、定速性確保するための方策の一つとして、バスレーン導入の可能性について検討を行うものとする。検討にあたっては、交通マイクロシミュレーションを活用し導入時の効果や課題等を整理することとしており、本業務では、当該効果分析に必要な交通マイクロシミュレーションモデルを構築するものとする。

① ネットワーク範囲の選定

過年度調査において実施した車線減少に伴う道路交通への影響や周辺道路の整備状況を参考にネットワーク範囲の検討を実施する。

② 交通マイクロシミュレーション用ネットワークの作成

①で選定したネットワーク範囲について、交通マイクロシミュレーションに必要な現況のネットワークを作成する。なお、ネットワーク作成にあたり、必要に応じて現地

調査を実施すること。

③ 交通マイクロシミュレーション用 OD 表の作成

道路交通量センサス及び路線バスに関する情報（路線図、時刻表など）を活用し、交通マイクロシミュレーションで使用する一般車両及び路線バス OD 表の作成を行う。

なお、OD 表については、バスレーンの時間延長等の効果についても把握できるよう時間帯別に作成するものとする。

④ 現況再現の実施

前述の OD 表及び現況道路ネットワークを用い、現況再現を実施する。

現況の再現性については、主要断面の断面交通量や拠点（大型 MICE と那覇バスターミナル）間の所要時間等を比較し、バス及び一般車両の妥当性を確認する。現況再現で問題が発生した場合、時間帯別 OD 表とネットワークの修正を行い、再度シミュレーションを実施すること。

（成果）

- ・次年度以降の業務へ流用可能な OD 表（様式等は発注者との協議により定める）
- ・時間帯別のゾーン間の分布交通量が分かる図面（時間帯毎）
- ・交通マイクロシミュレーションで設定したネットワーク条件図
- ・現況再現性を示した資料 等

（2） マリントウン MICE エリア内外の交通手段をつなぐターミナル機能等の整理

MICE エリア内での移動手段として想定されるスローモビリティについて、効果や導入にあたっての課題等について、情報収集・整理し、マリントウン MICE エリア外からの移動手段とエリア内で想定される多様なモビリティをつなぐターミナル機能等について整理する。

① マリントウン MICE エリア内で想定されるモビリティ調査

多様なモビリティの中で、マリントウン MICE エリア内で想定されるスローモビリティ（自転車等のシェアリングサービス、低速型や乗り合い型のモビリティサービスなど）について、他地区における活用事例を収集し、モビリティの特性や活用状況やその効果・課題について整理を行う。

② マリントウン MICE エリア内で想定されるモビリティとエリア外の交通手段をつなぐために必要なターミナル機能等の整理

①で整理したモビリティの特性等を踏まえ、エリア内の交通結節点に求められる機能や整備や運行にあたっての留意点等について整理を行う。

(3) 報告書作成等

- ① 本業務の報告書は、上記(1)～(6)の基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図表について盛り込まれていること。
- ② 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。
- ③ 市町村に情報提供する資料等についても、市町村担当者が理解できるよう図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい資料の作成に努めること。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、3回実施するものとする(中間1回)

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・報告書(A4版) : 3部
- ・報告書概要版 : 3部
- ・電子データ(CD-R) : 1部
- ・その他担当職員から指示のあったもの : 1式

6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの